【公開版】

日本原燃株式会社							
資料番号	材構 00-02 R 0						
提出年月日	令和3年8月26日						

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開(材構) (MOX燃料加工施設)

1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第 15 条・第 31 条 材料 及び構造」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載す べき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06:本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07:添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 06:本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07:添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - ▶ 別紙1:基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計 方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図 る。
 - ▶ 別紙2:基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の 展開

基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。

- ▶ 別紙3:基本設計方針の添付書類への展開 基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書 類単位で記載すべき事項を展開する。
- > 別紙4:添付書類の発電炉との比較 添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉 と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がない かを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差がある ことが明らかな項目は比較対象としない(概要などは比較対象 外)。
- ▶ 別紙5:補足説明すべき項目の抽出 基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足 が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較 を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべ きものを抽出する。
- ▶ 別紙6:変更前記載事項の既設工認等との紐づけ 基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを 示す。

※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

材構00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(材構)】

	別紙			備考
資料No.	名称	提出日	Rev)佣 <i>行</i>
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	8/26	0	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	8/26	0	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	8/26	0	※本別紙は追而とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	8/26	0	※本別紙は追而とする。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	8/26	0	※本別紙は追而とする。
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	8/26	0	※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第15条・第31条 (材料及び構造) (1/11)

技術基準規則	技術基準規則解釈	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
(第すびす施上のと造にい第にの用行 第対びす施上のと造にい第係第は項者の財工施工作のとのではよ。一つ三前う 三処管る設で項いはよ。一つ三前う 三処管る設で項いはよ。一つ三前う 三処管る設で項いはよ。一つ三前う 三処管る設で項いはよ。一つ三前う 三処管る設で項いはよ。一つ三前う 三処管る設で項いはよ。一つ三前う 三処管る設で項いはよ。一つ三前の 条にに物全ない)にけ場では項者の 条にに物全ない)にけ場容に現中す確す まるらち確(容料るなおの。つの用行はに三法規査適 重まれうをの「材げばに等るに条使をの用がはないの。」に対場では現本では、定条使を、保以器及とらい材)い三前うで、よびに変して、定条ででは、定条ででは、定条ででは、にび、二条ででは、にび、二条ででは、にび、二条ででは、にび、二条ででは、にび、二条では、にび、二条では、にび、二条では、にび、二条では、にび、二条では、にび、二条では、にび、二条では、にび、二条では、にび、二条では、にび、二条では、にび、二条では、にび、二条では、にび、二条では、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に	第15条(材料及び構造) (双方の記載) (不一致の理由 > 法令に基づ施設では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	第1章 共通項目 8.設備に対する要求 8.2 材料及び構造 8.2.1 材料及び構造 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、MOX 燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下「容器等」という。)の材料及び構造は、施設時において、以下のとおりとし、その際、日本機械学会「発電用原子力設備規格・設計・建設規格」、圧力容器構造規格(厚生労働省告示第196号)等に従い設計する。 【許可からの変更点等】「等」の指す内容は、日本産業規格防法準については添け書類で流すため当該箇所では許可の記載を用いた。	三. 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法 ロ. 加工施設の一般構造(ハ)核燃料物質の閉じ込めに関する構造 (「(ハ)核燃料物質の閉じ込めに関する構造」からの基本設計方針への展開については、第10条「閉じ込めの機能」で記載するため、省略する。)材□	イ. 安全設計 (ロ) 安全機能を有する施設 (3) 閉じ込めの機能 (「(3) 閉じ込めの機能」からの基本設計方針 への展開については、第 10条「閉じ込めの機能」で記載するため、省略する。)材◇	第1章 共通項目 5. 設備に対する要求 5.2 材料及び構造等 設計基準対象施設(圧縮機、所内ボイラ、蒸気タービン(発電用のものに限る。)、発電機、変圧器及び遮断器を除く。)並びに大事故等対処設備に属する容器、管、ボンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物の材料及び構造は、施設時において、各機器等のクラス区分に応じて以下のとおりとし、その際、日本機械学会「発電用原子力設備規格設計・建設規格」(JSME設計・建設規格)等に従い設計する。	
					ただし、重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物の材料及び構造であって、以下によらない場合は、当該機器及び支持構造物が、その設計上要求される強度を確保できるようJSME 設計・建設規格を参考に同等以上の性能を有することを確認する。	(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉のただし書きに ついて、加工施設では 同様の設計上の考慮を 要する対象機器がない ため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第15条・第31条 (材料及び構造) (2 / 11)

技術基準規則	技術基準規則解釈	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	(双方の記載) <不一致の理由> 法令に基づく用語が異 なるため。	また、可搬型重大事故等対処設備の容器等であって、完成品は、以下によらず、消防法に基づく技術上の規格等一般産業品の規格及び基準に適合していることを確認し、使用環境及び使用条件に対して、要求される強度を確保できる設計とする。			また、重大事故等クラス3機器であって、 完成品は、以下によらず、消防法に基づく技術上の規格等一般産業品の規格及び基準に適合していることを確認し、使用環境及び使用条件に対して、要求される強度を確保できる設計とする。	(双方の記載) <不一致の理由> 法令に基づく用語の相 違及び加工施設の規則 要求の展開として溶接 の機器区分を記載している。
		容器等(加工第1種容器から加工第3 種容器,加工第1種管から加工第3種管 に限る。)のうち主要な溶接部の耐圧試 験は,母材と同等の方法,同じ試験圧力 にて実施する。	【許可からの変更点等】 「等」の指す内容は、法令(法、高圧ガス保安法)又は 規格(JIS 規格)、メーカ規 基準であり、各機器に適用 具体的な規格・基準につい 添付書類「強度に関する説 で示すため当該箇所では「	公的な 各及び する ては 明書」	重大事故等クラス2容器及び重大事故等クラス2管のうち主要な耐圧部の溶接部の耐圧 試験は、母材と同等の方法、同じ試験圧力に て実施する。 なお、各機器等のクラス区分の適用につい ては、別紙「主要設備リスト」による。	(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉では各機器毎に クラス区分の適用を別 紙の主要設備リストに て示しているが、加工 施設ではクラス区分の
(第十五条)		8.2.1.1 <mark>材料について</mark> (1) 機械的強度及び化学的成分	記載を用いた。		5.2.1 材料について (1) 機械的強度及び化学的成分 a. クラス1機器, クラス1支持構造物及び 炉心支持構造物は, その使用される圧力, 温 度, 水質, 放射線, 荷重その他の使用条件に 対して適切な機械的強度及び化学的成分(使 用中の応力その他の使用条件に対する適切な 耐食性を含む。)を有する材料を使用する。	適用がないため。 (発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉のクラス1機器 等については加工施設 に同様の設計上の考慮 を要する対象機器がな いため。
一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。材DB	(双方の記載) <不一致の理由> 法令に基づく用語が異 なるため。	a. 安全機能を有する施設の容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。材DB① b. 常設重大事故等対処設備の容器等に			b. クラス2機器、クラス2支持構造物、クラス3機器、クラス4管、重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。	V 7,2 67,6
(第三十一条) 一 容器等がその設計上 要求される強度及び耐食 性を確保できるものであること。材 SA①		使用する材料 <mark>は,その使用される圧力,温度,荷重その他の使用条件に対力,温度,荷重その他の使用条件に対して適切な材料を使用する</mark> 設計とする <mark>。材 SA①</mark>	【許可からの変更点等】		c. 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持 構造物は、その使用される圧力、温度、湿 度、荷重その他の使用条件に対して適切な機 械的強度及び化学的成分を有する材料を使用 する。 d. 高圧炉心スプレイ系ストレーナ、低圧炉 心スプレイ系ストレーナ及び残留熱除去系ス トレーナは、その使用される圧力、温度、荷	(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉の原子炉格納容 器等については加工施 設に同様の設計上の考 慮を要する対象機器が ないため。
	(双方の記載) <不一致の理由> 法令に基づく用語が異 なるため。	c. 可搬型重大事故等対処設備の容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して日本産業規格等に適合した適切な材料を使用する設計とする。材 SA①	「等」の指す内容は、法令(法、高圧ガス保安法)又は 規格(JIS 規格)、メーカ規 基準であり、各機器に適用 体的な規格・基準について 書類「強度に関する説明書 すため当該箇所では「等」の を用いた。	公的な 格及び lする具 には添付 i」で示	重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。」 e. 重大事故等クラス3機器は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して日本工業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第15条・第31条 (材料及び構造) (3 / 11)

技術基準規則	技術基準規則解釈	設工認申請書	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
						(2) 破壊じん性 a. クラス1 容器は (力) 一次	(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉の破壊じん性試験については加工施設に同様の設計上の考慮 を要する対象機器がないため。
						(3) 非破壊試験 クラス1機器、クラス1支持構造物(棒及びボルトに限る。)、クラス2機器(鋳造品に限る。)、炉心支持構造物及び重大事故等クラス2機器(鋳造品に限る。)に使用する材料は、非破壊試験により有害な欠陥がないことを確認する。	(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉の非破壊試験に ついては加工施設に同様の設計上の考慮を要 する対象機器がないた め。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第15条・第31条 (材料及び構造) (4/11)

技術基準規則	技術基準規則解釈	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
(第十五条のみ) 二 容器等の構造及び強 度は、次に掲げるところ によるものであること。 材 DB②	1 第1項第2号イの「全体的な変形を弾性域に抑えること」とは、構造上の全体的な変形を弾性域に抑えることに加え、材料の引張り強さに対しても十分な構造強度を有す	設工認申請書 基本設計方針 8.2.1.2 構造及び強度について (1) 延性破断の防止 a. 容器等は、最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計上定める条件」という。)において、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。材 DB②-1、材 SA①		添付書類五	5.2.2 構造及び強度について (1) 延性破断の防止 a. クラス1機器, クラス2機器, クラス3 機器, 原子炉格納容器, 炉心支持構造物, ラス3 機器及び重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス3機器及び重大事故等クラス3機器は, 最高使用圧力, 最高使用圧力, 最高使用圧力, 最高使用圧力, る状態(以下,全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。 b. クラス1支持構造物であって, クラス1支持構造物であって, クラス1支持構造物であっれ, その世の記計とする。 c. クラス1支持構造物であっれ, その世の記計とする。 c. クラス1支持構造物であった。 と、クラス1支持構造物であった。 と、クラス1支持構造物であった。 と、クラス1を器の損壊を生して、全体的な変形を弾性域に抑えるを増した。 カラス1 容器の損壊を生して、全体的な変形を弾性域に力ラス1 容器のは、 たかかわらず、を弾性域に抑える条件において、全体的な変形を弾性域に抑えるを引きる。 d. クラス1容器(オメガシールその他のシールを除く。), 原子炉格がとする。 d. クラス1で器(オメガシールをの対が生じ変形が生じ変形が生による。), 原子炉格のな塑性変形は、運転状態Ⅲによする。 を、た、応力が発明である。 自、クラス1容器(オメガシールその他のシールをのよう設計する。 e. クラス1容器(オメガシールその他のシーカスス1を器(オメガシールその他のシーカスス1を器(オメガシールその他のシーカスス1を紹介を表している。 また、応力が発生により局部的な塑性変形に止まるよう設計する。 e. クラス1容器(オメガシールその他のシース1機器を表している。 カラス1容器(オメガシールその他のシース3 は は ないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな	(双方の記載) <不一致の理由> 法令に基づく用語が異なるため。 (発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉のクラス1機器
	(双方の記載) <不一致の理由> 法令に基づく用語が異 なるため。	b. 容器等のうちダクトにあっては、 <mark>設計上定める条件において, 延性破断に至る塑性変形を生じない設計とする。</mark> 材 DB②-1, SA①			一ルを除く。),クラス1管,クラス1支持 構造物,原子炉格納容器(著しい応力が生生 る部分及び特殊な形状の部分に限る。), 子炉格納容器支持構造物及び炉心支持構造物 とずる。 「たクラス4管は、設計上定める条件において、延性破断に至る塑性変形を生じない設計とする。 「たクラス4管は、設計上定める条件において、延性破断に至る塑性変形を生じない設計とする。」 で、延性破断に至る塑性変形を生じない設計とする。 「ボルトその他の固定用金 具、オメガシールその他のシールを除く。),クラス1支持構造物(クラス1を持られ、その損壊におより に溶接により取り付けられ、その損壊におより があるものに限る。)の損壊を生じさせ納容器 のが集によりる部分及び特殊な形といる。 のが生ずる部分及び特殊な形とする。 のが生ずる部分といる。 のが生である。)は、試験状態において、また、 部分に限る。)が生じない設計とする。 のかな塑性変形が生じないで、また、 のかな塑性変形が生じないで、また、 のかな塑性変形が生じないで、また、 のより、ないで、また、 のかな塑性変形が生じないで、また、 のより、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉のクラス 1 機器 等に係る延性破断の防 止については加工施設 に同様の設計上の考慮 を要する対象機器がな いため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第15条・第31条 (材料及び構造) (5/11)

技術基準規則	技術基準規則解釈	設工認申請書 基本設計	方針 事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11八月百炔工	h. 高圧炉心スプレイ系ストレーナ,低圧炉 心スプレイ系ストレーナ及び残留熱除去系ストレーナは,運転状態 I , 運転状態 II 及び運転状態 IV (異物付着による差圧を考慮)において,全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。 i. クラス2支持構造物であって,クラス2機器に溶接により取り付けられ,その損壊によりクラス2機器に損壊を生じさせるおそれがあるものには,運転状態 I 及び運転状態 II において,延性破断が生じない設計とする。 j. 重大事故等クラス2機器に溶接により取り付けられ,その損壊により重大事故等クラス2機器に済度により取り付けられ,その損壊により重大事故等クラス2機器に済度により重大事故等クラス2機器に済度により重大事故等クラス2機器に済度により重大事故等クラス2機器に済度を生じさせるおそれがあるものは,設計上定める条件において,延性破断が失いかいまました。	(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉の高圧炉心スプレイ系ストレーナ等の延性破断の防止については加工施設に同様の設計上の考慮を要する対象機器がないため。
					が生じない設計とする。 (2) 進行性変形による破壊の防止 クラス1容器(ボルトその他の固定用金具を除く。),クラス1管,クラス1弁(弁箱に限る。),クラス1支持構造物,原子炉格納容器(著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。),原子炉格納容器支持構造物及び炉心支持構造物は,運転状態I及び運転状態Iにおいて,進行性変形が生じない設計とする。	(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉のクラス1機器 等については加工施設 に同様の設計上の考慮 を要する対象機器がな いため。
		(2) <mark>疲労破壊の防止</mark>			(3) 疲労破壊の防止 a. クラス1容器, クラス1管, クラス1弁 (弁箱に限る。), クラス1支持構造物, ク ラス2管(伸縮継手を除く。), 原子炉格納 容器(著しい応力が生ずる部分及び特殊な形 状の部分に限る。), 原子炉格納容器支持構 造物及び炉心支持構造物は, 運転状態 I 及び 運転状態 II において, 疲労破壊が生じない設 計とする。	(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉のクラス1機器 等の疲労破壊の防止に ついては加工施設に同 様の設計上の考慮を要 する対象機器がないた め。
ロ 容器等に属する伸縮 継手にあっては、設計上 定める条件で応力が繰り 返し加わる場合におい て、疲労破壊が生じない こと。材 DB②-2		容器等に属する <mark>伸縮継手</mark> にま 設計上定める条件で応力が繰り る場合において,疲労破壊がき 計とする。材 DB②-2,材 SA①)返し <mark>加わ</mark> Eじない設		b. クラス2機器、クラス3機器、原子炉格納容器、重大事故等クラス2機器の伸縮継手及び重大事故等クラス2管(伸縮継手を除く。)は、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じない設計とする。	(双方の記載) 〈不一致の理由〉 法令に基づく用語が異 なるため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第15条・第31条 (材料及び構造) (6 / 11)

技術基準規則	技術基準規則解釈	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		(3) 座屈による破壊の防止			(4) 座屈による破壊の防止 a. クラス1容器(胴、鏡板及び外側から圧力を受ける円筒形又は管状のものに限る。), クラス1支持構造物, 原子炉格納容器支持構造物及び炉心支持構造物は, 運転状態 II, 運転状態 II, 運転状態 II, 運転状態 II及び運転状態 IVにおいて, 座屈が生じない設計とする。b. クラス1容器(胴、鏡板及び外側から圧力を受ける円筒形又は管状のものに限る。)及びクラス1支持構造物(クラス1容器に溶接により取り付けられ, その損壊により, クラス1容器の損壊を生じさせるおそれがあるものに限る。)は, 試験状態において, 座屈が生じない設計とする。	(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉のクラス1機器 等の座屈による破壊の 防止については加工施 設に同様の設計上の考 慮を要する対象機器が ないため。
ハ 設計上定める条件に おいて、座屈が生じない こと。材 DB②-3	(双方の記載) <不一致の理由> 法令に基づく用語が異 なるため。	容器等 <mark>は、設計上定める条件において、座屈が生じない設計とする。</mark> 材 DB ②-3、材 SA①			C. クラス1管, クラス2容器, クラス2管, クラス3機器, 重大事故等クラス2容器, 重大事故等クラス2容器, 重大事故等クラス2管及び重大事故等クラス2支持構造物(重大事故等クラス2機器に済接により取り付けられ, その損壊により重大事故等クラス2機器に損壊を生じさせるおそれがあるものに限る。)は,設計上定める条件において, 座屈が生じない設計とする。	(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉の原子炉格納容 器については加工施設 に同様の設計上の考慮 を要する対象機器がな いため。
					e. クラス2支持構造物であって、クラス2機器に溶接により取り付けられ、その損壊によりクラス2機器に損壊を生じさせるおそれがあるものには、運転状態 I 及び運転状態 II において、座屈が生じないよう設計する。	(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉のクラス2支持 構造物については加工 施設に同様の設計上の 考慮を要する対象機器 がないため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第15条・第31条 (材料及び構造) (7/11)

技術基準規則	技術基準規則解釈	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
(第十五条)	2 第1項第3号に規定す	8.2.1.3 容器等の <mark>主要な溶接部(溶接金属部</mark>			5.2.3 主要な耐圧部の溶接部(溶接金属部及	
三 容器等の主要な溶接	る「容器等の主要な溶接	及び熱影響部をいう。)について			び熱影響部をいう。)について	
部 (溶接金属部及び熱影	部」とは、次に掲げる容				クラス1 <mark>容器</mark> ,クラス1管,クラス2容	(双方の記載)
響部をいう。以下同	器又は管の溶接部をい				器, クラス2管, クラス3容器, クラス3	<不一致の理由>
じ。) は、次に掲げると	う。	容器等(加工第1種容器から加工第3			管, クラス4管, 原子炉格納容器, 重大事故	法令に基づく用語の相
ころによるものであるこ	(1) プルトニウム又は	種容器,加工第1種管から加工第3種			等クラス2容器及び重大事故等クラス2管の	違及び加工施設の規則
と。材DB③	プルトニウム化合物を	管に限る。)の主要な溶接部は、次のと			うち主要な耐圧部の溶接部は、次のとおりと	要求の展開として溶接
	含む液体状又は気体状	おりとし、使用前事業者検査により適			し、溶接事業者検査により適用基準及び適用	の機器区分を記載して
(第三十一条)	の物質を内包する容器	用基準及び適用規格に適合しているこ			規格に適合していることを確認する。	いる。
	又は管であって、次のい	とを確認する。				V · Ø °
部は、次に掲げるところ						
によるものであること。	イその内包するプルト					
材 SA②	ニウムの放射能濃度が					
	37mBq/cm ³ (液体状の物					
	質を内包する場合は、					
(第十五条・三十一条共	37kBq/cm³) 以上のもの					
通)	ロ その内包するプルト					
イ 不連続で特異な形状	ニウムの放射能濃度が	・不連続で特異な形状でない設計とす			・不連続で特異な形状でない設計とする。	
でないものであること。	37μBq/cm³(液体状の物	<mark>る。</mark> DB③-1,材 SA②-1				
材 DB③-1,材 SA②-1	質を内包する場合は、					
	37Bq/cm³) 以上の容器					
ロ 溶接による割れが生	(イに規定するものを除	溶接による割れが生ずるおそれがな			・溶接による割れが生ずるおそれがなく、か	
ずるおそれがなく、か	く。であって最高使用圧力	く、かつ、健全な溶接部の確保に有害			つ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良	
つ、健全な溶接部の確保		な溶込み不良その他の欠陥がないこと			その他の欠陥がないことを非破壊試験により	
に有害な溶込み不良その		を非破壊試験により確認する。材 DB			確認する。	
他の欠陥がないことを非	\$0	③-2,材 SA②-2			HEHU. / O	
破壊試験により確認した	ハ その内包するプルト					
ものであること。材DB	ニウムの放射能濃度が					
3-2, 材 SA2-2	- リムの放射能候及が 37μBq/cm³ (液体状の物					
3-2, ₱ SA(2)-2						
・	質を内包する場合は、				*	
ハ 適切な強度を有する		・適切な強度を有する設計とする。材			・適切な強度を有する設計とする。	
ものであること。材 DB	規定するものを除く。)	DB③-3,材 SA②-3				
③-3,材 SA②-3	であって、外径 61mm					
	(最高使用圧力が 98kPa					
ニ 機械試験その他の評		・機械試験その他の評価方法により適			・適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有	
価方法により適切な溶接		切な溶接施工法及び溶接設備並びに適			する溶接士であることを機械試験その他の評	
施工法及び溶接設備並び	射性物質の閉じ込め区域	切な技能を有する溶接士であることを			価方法によりあらかじめ確認する。	
に適切な技能を有する溶	内にあって内部の圧力が	<mark>あらかじめ確認する。</mark> 材 DB③−4, 材				
接士であることをあらか	外部の圧力より低く維持	SA2-4				
じめ確認したものにより	されているダクトを除					
溶接したものであるこ	< ∘)					
と。材 DB③-4, 材 SA②-	(2) ウラン又はウラン					
4	の化合物を含む気体状					
	の物質を内包する容器					
(第十五条)	又は管(その容器又は管	8.2.2 <mark>耐圧試験等</mark>			5.4 耐圧試験等	
2 安全機能を有する施	の内部の圧力が外部の圧	安全機能を有する施設及び重大事故			(1) クラス1機器,クラス2機器,クラス3。	
設に属する容器及び管の	力より低く維持されてい	等対処設備に属する容器及び管のう			機器、クラス4管及び原子炉格納容器は、施	(双方の記載)
うち、加工施設の安全性		ち、MOX 燃料加工施設の安全性を確保			設時に、次に定めるところによる圧力で耐圧	\
を確保する上で重要なも		する上で重要なものは、適切な <mark>耐圧試</mark>			試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著し	<不一致の理由>
		The state of the s				法令に基づく用語が異
のは、適切な耐圧試験又は温さい計算なった。	て、次のいずれかに該当	験又は漏えい試験を行ったとき、これ			い漏えいがないことを確認する。	なるため。
は漏えい試験を行ったと	するもの	に耐え、かつ、著しい漏えいがないこ				
き、これに耐え、かつ、	イ その内包するウラ	<mark>とを確認する。</mark> 材 DB④,材 SA③				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第15条・第31条 (材料及び構造) (8 / 11)

技術基準規則	技術基準規則解釈	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。材DB④ (第三十一条) 2 重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったと	ンの放射能濃度が 37mBq/cm³以上の容器であって、最高使用圧力が 98kPa以上のもの又は内容 積が 0.04m³を超えるものローその内包するウランの放射能濃度が 37mBq/cm³以上の管であって、外径61mm(最高使用圧力が 98kPa 未満の管にあっては、100mm)を超	なお、耐圧試験 なお、耐圧試験 なお、耐圧試験 なお、耐圧試験 ないは ないないでは ないないでは ないないでは ないないでは ないないでは ないないでは ないないでは ないないでは ないないでは ないないでは ないないないでは ないないないでは ないないないない。 ないないないないない。 ないないないないない。 ないないないないない。 ないないないないないない。 ないないないないないない。 ないないないないないないない。 ないないないないないないない。 ないないないないないないないない。 ないないないないないないないないないない。 ないないないないないないないないないないないない。 ないないないないないないないないないないないないない。 ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	(当社の記載) <不一致の理由> 加工施設の規則要求の 展開として,耐圧試験 又は漏えい試験に適用		ただし、気圧により試験を行う場合であって、当該圧力に耐えることが確認された場合は、当該圧力を最高使用圧力(原子炉格納容器にあっては、最高使用圧力の〇・九倍)までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。 なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格設計・建設規格」等に従って実施する。	(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉の気圧による試験を実施する場合のただし書きについて、加工施設では、気圧による試験を実施する対象機器がないため。
き、これに耐え、かつ、 著しい漏えいがないよう に設置されたものでなけ ればならない。材 SA③	えるもの (3) ウラン又はウラン の化合物を含む液体状 の物質を内包する容器 又は管((1)に規定するも のを除く。)であって、 次のいずれかに該当するもの イ その内包するウラン の量が500kg以上の容器 ロ その内包するウラン の放射能濃度が 37kBq/cm³以上の容器 (イに規定するもの及び その内包するウランの放射に濃度が 37kBq/cm³以上の容器		する規格等について記載している。 【許可からの変更点等】 「等」の指す内容は、発電用原子力設備規格 溶接規格,日本産業規格等であり、耐圧試験又は漏えい試験に適用する規格・基準として示した記載であることから当該箇所では「等」の記載を用いた。		a. 内圧を受ける機器に係る耐圧試験の圧力は,機器の最高使用圧力を超え,かつ,機器に生ずる全体的な変形が弾性域の範囲内となる圧力とする。ただし,クラス1機器,クラス2管又はクラス3管であって原子炉圧力容器と一体で耐圧試験を行う場合の圧力は,燃料体の装荷までの間に試験を行った後においては,通常運転時の圧力を超える圧力とする。b. 内部が大気圧未満になることにより,大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試験の圧力は,大気圧と内圧との最大の差を上回る圧力とする。この場合において,耐圧試験の圧力は機器の内面から加えることができる。	(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉の内圧を受ける 機器に係る耐圧試験圧 力のただし書きについ て,加工施設では同様 の設計上の考慮を要す る対象機器がないた め。
	く。) ハ その内包するウラン の放射能濃度が 37kBq/cm³以上の管(そ の内包するウランの量が 5kg未満の容器に附属す る管を除く。)であっ て、液体状の六ふっ化 ウランを内包するもの又 は外径61mm(最高使用圧 力が98kPa未満の管にあっては、100mm)を超え るもの (4) 六ふっ化ウランの加	ただし,使用時における圧力で耐圧 試験又は漏えい試験を行うことが困難 な場合は,運転性能試験結果を用いた 評価等により確認する。材DB④,材 SA	【許可からの変更点等】 「等」の指す内容は、代替権 して強度評価結果を用いた があるが、具体的な検査内 ついては使用前事業者検証 要領書もしくは工事の方法 明確にしていく事項である。 ら当該箇所では「等」の記載 いた。	評価 容に E実施 にて ことか	(2) 重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス3機器に属する機器は、施設時に、当該機器の使用時における圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。 なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格設計・建設規格」等に従って実施する。 ただし、使用時における圧力で耐圧試験を行うことが困難な場合は、運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。	
	熱容器であって、液体状の六ふっ化ウラン又は大気圧を超える圧力の気体状の六ふっ化ウランを内包する容器からの漏えいの拡大を防止する機能を有するもの(加熱するウランの量が5kg未満のものを除く。)(5) プルトニウムの放射能濃度が37kBq/cm³以	③ 可搬型重大事故等対処設備の容器等であって、消防法に基づく技術上の規格等を満たす一般産業品の完成品は、上記によらず、運転性能試験や目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。材 SA(3)	法令に基づく用語が異なるため。 【許可からの変更点等】 「等」の指す内容は、代替に確認、寸法確認、記録 具体的な検査内容につい 業者検査実施要領書もし	確認等があるが, いては, 使用前事 くは工事の方法に あることから当該箇	重大事故等クラス3機器であって、消防法に基づく技術上の規格等を満たす一般産業品の完成品は、上記によらず、運転性能試験や目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。	(双方の記載) <不一致の理由> 法令に基づく用語が異 なるため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第15条・第31条 (材料及び構造) (9 / 11)

技術基準規則	技術基準規則解釈	設工認申請書	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	上の液体状の物質を内包					(3) 使用中のクラス1機器,クラス2機器,	
	する容器又は管からの漏					クラス3機器及びクラス4管は,通常運転時	
	えいの拡大を防止するた					における圧力で、使用中の重大事故等クラス	(双方の記載)
	めに設置されるドリップ					2機器及び重大事故等クラス3機器に属する	<不一致の理由>
	トレイその他の容器					機器は、当該機器の使用時における圧力で漏	漏えい試験に適用する
	(6) 胴の外径が 150mm 以					えい試験を行ったとき、著しい漏えいがない	規格については、発電
	上の容器又は外径 150mm 以					ことを確認する。	炉と加工施設では適用
	上の管 ((1)から(5)に規定						する規格が異なるた
	する容器又は管を除						Ø ₀
	く。)であって、プルト						· ·
	ニウム、ウラン若しくは					なお,漏えい試験は,日本機械学会「発電	
	それらの化合物を含む液					用原子力設備規格 維持規格 (JSME S 、	
	体状若しくは気体状の物					NA1)」等に従って実施する。	(発電炉の記載)
	質を内包し、又は非常用						<不一致の理由>
	電源設備その他の安全上						∖ 法令に基づく用語の相
	重要な施設に属するもの						違及び、加工施設では
	のうち、次に定める圧力						当該試験が漏えい試験
	以上の圧力を加えられる						であることを明確化し
	部分について溶接をする						ているため。
	t 0						(V-3/20)
	イ 液体用の容器又は管						
	であって、最高使用温度					ただし, 重大事故等クラス2機器及び重大	
	がその液体の沸点未満の					事故等クラス3機器に属する機器は使用時に	
	ものについては、最高使					おける圧力で試験を行うことが困難な場合	
	用圧力1,960kPa					は、運転性能試験結果を用いた評価等により	
	ロイに規定する容器以					確認する。	
	外の容器については、最					града. 7 — 0	
	高使用圧力98kPa					重大事故等クラス3機器であって、消防法	
	ハイに規定する管以外					に基づく技術上の規格等を満たす一般産業品	
	の管については、最高使					の完成品は、上記によらず、運転性能試験や	
	用圧力980kPa(長手継手					目視等による有害な欠陥がないことの確認と	
	の部分にあっては、					することもできるものとする。	
	490kPa)					-	
	13 3111 47					(4) 原子炉格納容器は、最高使用圧力の○・	
	3 第1項第3号イに規					九倍に等しい気圧で気密試験を行ったとき、	(発電炉の記載)
	定する「不連続で特異な					著しい漏えいがないことを確認する。	<不一致の理由>
	形状でないもの」とは、					なお、漏えい率試験は、日本電気協会「原	発電炉の原子炉格納容
	溶接部の設計において、					子炉格納容器の漏えい率試験規程(JEAC	器に係る漏えい試験に
	溶接部の開先等の形状に					4203)」等に従って行う。	ついて,加工施設では
	配慮し、鋭い切欠き等の					本名のの	同様の設計上の考慮を
	不連続で特異な形状でな					の考慮については、判定基準に適切な余裕係	要する対象機器がなり
	いものをいう。					数を見込むか、内側隔離弁を開とし外側隔離	ため。
	, U 1/2 E 1 7 0					新を別として試験を実施する。	
	4 第1項第9月~17月					N = MY C O C MWX G Y WE 1 . Q 0	
	4 第1項第3号ロに規定する「溶接による割れ						
	定する「溶接による割れ						
	定する「溶接による割れ が生ずるおそれがなく」						
	定する「溶接による割れ が生ずるおそれがなく」 とは、溶接後の非破壊試						
	定する「溶接による割れ が生ずるおそれがなく」 とは、溶接後の非破壊試 験において割れがないこ						
	定する「溶接による割れ が生ずるおそれがなく」 とは、溶接後の非破壊試 験において割れがないこ とに加え、溶接時の有害						
	定する「溶接による割れ が生ずるおそれがなく」 とは、溶接後の非破壊試 験において割れがないこ						

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第15条・第31条 (材料及び構造) (10 / 11)

技術基準規則	技術基準規則解釈	設工認申請書	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認	基本設計方針	備考
	保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないこと」とは、溶接部の設計及び形状が溶込み不足を生じがたいものであり、溶接部の表面及び内部に有害な欠陥がないことをいう。							
	5 第1項第3号ロに規 定する「非破壊試験」と は、放射線透過試験、超 音波探傷試験、磁粉探傷 試験、浸透探傷試験、目 視試験等をいう。							
	6 第1項第3号ハに規 定する「適切な強度を有 する」とは、母材と同等 以上の機械的強度を有す るものであることをい う。							
	7 第1項第3号の規定 に適合する溶接部は、 「加工施設の溶接方法等 について(別記)」に適 合したものをいう。							
	8 第2項に規定する 「適切な耐圧試験及び漏 えい試験」は、「加工施 設の溶接の方法等につい て(別記)」によるほ か、維持段階における各 機器の状態に対応する漏 えい等の確認を含む。							
	第31条(材料及び構造) 1 第1項第2号に規定する「容器等の主要な溶接部」とは、本規程第15条2を準用するものをいう。							
	2 第1項第2号イに規 定する「不連続で特異な 形状でないもの」とは、 本規程第15条3を準用 するものをいう。							

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第15条・第31条 (材料及び構造) (11 / 11)

技術基準規則	技術基準規則解釈	設工認申請書	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認	基本設計方針	備考
	3 第1項第2号口に規 定する「溶接による割れ							
	が生ずるおそれがなく」 とは、本規程第 15 条 4 を準用するものをいう。							
	4 第1項第2号口に規 定する「非破壊試験」と は、本規程第15条5を							
	準用するものをいう。5 第1項第2号ハに規							
	定する「適切な強度を有する」とは、本規程第 15条6を準用するもの をいう。							
	6 第1項第2号の規定 に適合する溶接部は、本 規程第15条7を準用す るものをいう。							

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第十五条・第三十一条(材料及び構造) 1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方 基本設計方針に記載する事項 適合性の考え方(理由) 項•号 解釈 No. 添付書 類 技術基準の要求を受けている内 容器等に使用する材料の設計方針 材 DB(1) а 技術基準の要求を受けている内 材 DB② 容器等の構造及び強度の設計方針 1 a 技術基準の要求を受けている内 材 DB② ニィ 変形弾性域に関する記載 а -1技術基準の要求を受けている内 材 DB② 二口 疲労破壊に関する記載 а -2技術基準の要求を受けている内 材 DB② ニハ 座屈に関する記載 а -3 容 技術基準の要求を受けている内 材 DB③ 三 容器等の主要な溶接部の設計方針 材 DB③ 技術基準の要求を受けている内 三イ 特異な形状に関する記載 3 -1技術基準の要求を受けている内 材 DB③ 三口 溶接部の非破壊試験に関する記載 4, 5 -2材DB③ 技術基準の要求を受けている内 三ハ 強度に関する記載 6 -3材 DB③ 技術基準の要求を受けている内 溶接士に関する記載 \equiv \equiv -4技術基準の要求を受けている内 材 DB④ 耐圧試験又は漏えい試験の基本方針 兀 8 容 技術基準の要求を受けている内 容器等に使用する材料の設計方針 材 SA(1) а 技術基準の要求を受けている内 材 SA② 容器等の主要な溶接部の設計方針 1 技術基準の要求を受けている内 材 SA② ニィ 特異な形状に関する記載 -1材 SA② 技術基準の要求を受けている内 _ _ 溶接部の非破壊試験に関する記載 3, 4 -2技術基準の要求を受けている内 材 SA② ニハ 強度に関する記載 5 -3 材 SA② _ = 溶接士に関する記載 技術基準の要求を受けている内

設工認申請書 各条文の設計の考え方

-4		容								
材 SA③		技術基準の要求を受けている内	=.	7	_					
		容								
2. 事業	2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方									
N	75 D 75 D									
No.	項目	考え方		類						
++-	他条文との重複記載	第 10 条「閉じ込めの機能」で記載								
材口	(閉じ込めの機能) 針である。									
3. 事業	変更許可申請書の添五のうち、基本設	計方針に記載しないことの考え方								
No.	項目	考え方			添付書					
INO.	·	与 た 方		類						
++ ^	他条文との重複記載	第 10 条「閉じ込めの機能」で記載								
材①	(閉じ込めの機能)			_						
4. 添付書類等										
No.	書類名									
a	IV 強度に関する説明書									

基本設計方針を踏まえた添付書類の 記載及び申請回次の展開 基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開 (第15条・第31条 材料及び構造)

項目								第1回	申請				第2回	可申請		
番号 基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成 IV-1-1 強度計算の基本方針の概要 1. 概要	添付書類 説明内容 【IV-1-1 1. 概要】 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備に属する容器等の材料及び構造について、適切な材料を使用し、適切な構造及び十分な強度を	刀 	申請対象設備(2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象 申請対象記 (2項変更	東設備 更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類 IV-1-1 強度計算の基本方針の 要 1. 概要	派付書類における記載 概 【IV-1-1 1. 概要】 安全機能を有する施設及び重大事 故等対処設備に属する容器等の材 料及び構造について、適切な材料
		安全機能を有する施設の 容器、管、支持構造物	基本方針		有することを説明の全体概要として、当該申認 対象機器等及び強度計算の基本方針、計算方法 の構成等について説明する。	± │ 月		_	_	_		分	ブローブボックス消火装置 分析済液処理装置グローブボックス 分析済液処理装置		IV-1-2 安全機能を有する施設の強度計算の基本方針 1. 概要	の を使用し、適切な構造及び十分な 強度を有することを説明の全体概 要として、当該申請対象機器等及 び強度計算の基本方針、計算方法
8.2 材料及び構造 8.2.1 材料及び構造 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備に属する容器及び管並															N-1-3 常設重大事故等対処設化の強度計算の基本方針 1. 概要	備 の構成等について説明する。 【IV-1-2 1. 概要】 ・技術基準規則第15条第1項1号及 び2号の適用を受ける安全機能を 有する施設に属する容器等の強度
1 びにこれらを支持する構造物のうち、MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下「容器等」という。)の材料及び構造は、施設時において、以下のとおりとし、その際、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」、圧力容器構造規格(厚生労働省告示第196号)等に従い設計する。	冒頭宣言											夕	ブローブボックス排気設備 ト部放出抑制設備			計算の基本方針の概要を説明する。 【IV-1-3 1. 概要】 ・技術基準規則第31条第1項1号の
		重大事故等対処設備の 容器、管、支持構造物	基本方針					_	_				大替グローブボックス排気設備 主ダクト(常設) 給気フィルタ 排気フィルタ 排気フィルタユニット			・投術基準規則第31条第1項1号の 適用を受ける常設重大事故等対処 設備に属する容器等の強度計算の 基本方針の概要を説明する。
				IV-1-4 可搬型重大事故等対処設備の強度評価の基本方針 1. 概要	【IV-1-4 1. 概要】 技術基準規則第31条第1項1号の適用を受ける可 搬型重大事故等対処設備に属する容器等の強度 評価の基本方針の概要として、当該申請対象権 器等の概要を説明する。	室										
また、可搬型重大事故等対処設備の容器等であって、完成品は、以下によらず、消防法に基づく技術上の規格等一般産業品の規格及び基準に適合していることを確認し、使用環境及び使用条件に対して、要求される強度を確保できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			_		_	_			_	<u>-</u>	_	_	
容器等(加工第1種容器から加工第3種容器,加工第1種管から加工第3種管に限る。)のうち主要な耐圧部の溶接部の耐圧試験は、母材と同等の方法、同じ試験圧力にて実施する。	冒頭宣言	重大事故等対処設備に属する容器, 管 (加工第1種容器から加工第3種容器、加工第1種管から加工第3種管)	- (工事の方法)			_		_		_	_	_		_		
8.2.1.1 材料について (1) 機械的強度及び化学的成分 a. 安全機能を有する施設の容器等に使用する材料は,その使用される圧力,温度,荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び	機能要求②	安全機能を有する施設の容器,管, 支持構造物	, 設計方針 (評価方法等)	IV-1-2 安全機能を有する施設の強度計算の基本方針 1. 概要 2. 安全機能を有する施設の容器等の強度計算の 基本方針	【IV-1-2 1. 概要】 ・技術基準規則第15条第1項1号及び2号の適用 を受ける安全機能を有する施設に属する容器等 の強度計算の基本方針の概要として、当該申認 対象機器等の概要を説明する。	算			_	_		タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ	デローブボックス消火装置 分析済液処理装置グローブボックス 分析済液処理装置		N-1-2 安全機能を有する施設の強度計算の基本方針 2. 安全機能を有する施設の容器の強度計算の基本方針	の 【IV-1-2 2. 安全機能を有する施設の容器等の強度計算の基本方針】 ・安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造に適用する規格及び評価の基本方針について説明
化学的成分を有する材料を使用する設計とする。				基本方針1. 概要2. 常設重大事故等対処設備の容器等の強度計算	【IV-1-2 2. 安全機能を有する施設の容器等の強度計算の基本方針】 ・安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造に係る基本設計方針として、適用する規格及び	集						I S	ブローブボックス排気設備 N部放出抑制設備		IV-1-3 常設重大事故等対処設値の強度計算の基本方針 2. 常設重大事故等対処設備の容	備 【IV-1-3 2. 常設重大事故等対処 設備の容器等の強度計算の基本方
b. 重大事故等対処設備の容器等に使用する材料は、その使用される 圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な材料を使用する設 計とする。	機能要求②	重大事故等対処設備の容器,管,ラ 持構造物	支 設計方針 (評価方法等)	2.1常設重大事故等対処設備の容器等の構造及び強度	び評価の基本方針について説明 【IV-1-3 1. 概要】 ・技術基準規則第31条第1項1号の適用を受ける 常設重大事故等対処設備に属する容器等の強度 計算の基本方針の概要として、当該申請対象権	室		_	_	_		什	大静が四が間段 開 大替グローブボックス排気設備 主ダクト(常設) 給気フィルタ 排気フィルタ 排気フィルタユニット	・主要材料	等の強度計算の基本方針	・常設重大事故等対処設備の容器 等の材料及び構造に係る基本設計 方針として、適用する規格及び評 価の基本方針について説明
				1. 概要2. 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針2. 1完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の	器等の概要を説明する。 											
c. 可搬型重大事故等対処設備の容器等に使用する材料は、その使用 される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して日本産業規格等に 適合した適切な材料を使用する設計とする。	機能要求②	可搬型重大事故等対処設備の容器, 管	, 設計方針 (評価方法等)	2.2可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品の構造及び強度	構造に係る基本設計方針として、適用する規模 及び評価の基本方針について説明 【IV-1-3 2.1 常設重大事故等対処設備の容器 等の構造及び強度】	各			_	_		_		_	_	_
				IV-2-3 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法 1. 概要 2. 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法	・常設重大事故等対処設備の容器等の構造及で 強度に係る評価方針として、各機器毎の状況に 応じた評価方針(以下の評価区分)について記											
				2.1完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法 2.2可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品の強度評価方法 (1)法令又は公的な規格への適合性確認	【IV-1-4 1. 概要】	á									IV-1-2 安全機能を有する施設の強度計算の基本方針 1. 概要 2. 安全機能を有する施設の容器	の 【IV-1-2 1. 概要】 ・強度計算の基本方針の概要を説明する。 【IV-1-2 2. 安全機能を有する施
				(2)メーカ規格及び基準への適合性確認 IV-3 強度計算書	機器等の概要を説明する。 【IV-1-4 2. 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針】 ・可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及	全									の強度計算の基本方針 IV-2-2 容器等の強度計算方法 IV-3 強度計算書	設の容器等の強度計算の基本方 針】
	機能要求②	安全機能を有する施設の容器,管,支持構造物	設計方針(評価方法等) 評価方法 評価		び構造に係る基本設計方針として、適用する特格及び評価の基本方針について説明 【IV-1-4 2.1 完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の構造及び強度】			_	_	_		分	プローブボックス消火装置 分析済液処理装置グローブボックス 分析済液処理装置	・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料		法】 ・設計・建設規格等に基づく強度 計算方法(一般事項、記号の定 義、計算式、計算書、フォーマッ ト等)について説明する。
					・完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の名器等の構造及び強度に係る評価方針として、名機器毎の状況に応じた評価方針(以下の①、②)について説明する。											【V-3 強度計算書】 ・各機器毎に十分な強度を有する ことの確認結果(評価結果)を示 す。
8.2.1.2 構造及び強度について (1) 延性破断の防止 a. 容器等は、最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷さ					①設計・建設規格に適合するものを使用する計とする。 ②設計・建設規格で考慮されている裕度を参えとしつつ、実条件を踏まえた耐圧試験により有度を有することが確認された型式のものを使用する。	美 公										
れている状態(以下「設計上定める条件」という。)において,全体 的な変形を弾性域に抑える設計とする。		重大事故等対処設備の容器,管,ラ 持構造物	支 設計方針 (評価方法等) 評価方法		する設計とする。 【IV-1-4 2.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品の構造及び強度】 ・可搬型重大事故等対処設備の容器等のうちませる。					_				_	_	
			亩 〒1Ⅲ		成品の構造及び強度に係る評価方針として、名機器毎の状況に応じた評価方針について説明る。 完成品は、一般産業品の規格及び基準への適合性を確認するが、適用される規格及び基準への適合											
			⊒π. ⊒ 1		性を確認するが、適用される規格及び基準 (「法令又は公的な規格」、「メーカ規格及び 基準」)に応じて以下の事項を確認する。 ①適用される規格及び基準が妥当であること ②対象とする機器の材料が適切であること ③使用条件に対する確度											
	機能要求②	可搬型重大事故等対処設備の容器、管	設計方針 (評価方法等) 評価方法 評価		③使用条件に対する強度 【IV-2-2 容器等の強度計算方法】 ・安全機能を有する施設及び常設重大事故対外 設備の容器・管の強度計算として、設計・建設 規格等に基づく強度計算方法(一般事項、記述	T.				_				_	_	
					規格等に基づく強度計算方法(一般事項、記号の定義、計算式、計算書、フォーマット等)について説明する。											

別紙 2

項目 番号 基本設計方針	要求種別	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	第3回 申請対象設備 (1項新規②)	回申請 仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象 申請対象設備 (2項変更④)	第 4 [申請対象設備 (1項新規③)	回申請 仕様表	添付書類	添付書類における記載
8.2 材料及び構造				非常用発電機 非常用ガスタービン発電機 燃料油貯蔵タンク 燃料油サービスタンク 起動用空気槽	_	1. 概要 IV-1-2 安全機能を有する施設の	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備に属する容器等の材料及び構造について、適切な材料を使用し、適切な構造及び十分な強度を有することを説明の全体概要として、当該申請対象機器等及び強度計算の基本方針、計算方法					
8.2.1 材料及び構造 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下「容器等」という。)の材料及び構造は、施設時において、以下のとおりとし、その際、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」、圧力容器構造規格(厚生労働省告示第196号)等に従い設計する。	冒頭宣言			遠隔消火装置 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 添加剤混合装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボッ クス プレス装置(プレス部)グローブボッ クス	_		・技術基準規則第15条第1項1号及び2号の適用を受ける安全機能を有する施設に属する容器等の強度計算の基本方針の概要を説明する。 【IV-1-3 1. 概要】 ・技術基準規則第31条第1項1号の適用を受ける常設重大事故等対処設備に属する容器等の強度計算の基本方針の概要を説明する。		第1軽油貯槽 第2軽油貯槽 第1貯水槽 第2貯水槽 第2貯水槽 緊急時対策建屋加圧ユニット 重油貯槽		IV-1-3 常設重大事故等対処設備 の強度計算の基本方針 1. 概要	【IV-1-1 1. 概要】 重大事故等が構に属する。 等の材料を使用している構造にのな構造にのなりででである。 等材料を使用しているでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
また,可搬型重大事故等対処設備の容器等であって,完成品は,以下によらず,消防法に基づく技術上の規格等一般産業品の規格及び基準に適合していることを確認し,使用環境及び使用条件に対して,要求される強度を確保できる設計とする。	日前今号			代替グローブボックス排気設備 主ダクト(可搬)			【IV-1-4 1. 概要】 技術基準規則第31条第1項1号の適 用を受ける可搬型重大事故等対処 設備に属する容器等の強度評価の 基本方針の概要として、当該申請 対象機器等の概要を説明する。		軽油用タンクローリ 大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型気象観測用発電機 可搬型気象観測の無理発電機 環境モニタリング用発電機 環境モニタリング用発電機 環境モニタリング開発電機 所搬型発電機 標報連絡可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 下搬型発電機 緊急時対策建屋用発電機 緊急時対策建屋用発電機 情報把握計装設備可搬型発電機		IV-1-4 可搬型重大事故等対処設備の強度評価の基本方針 1. 概要	
容器等(加工第1種容器から加工第3種容器,加工第1種管から加工第3種管に限る。)のうち主要な耐圧部の溶接部の耐圧試験は、母材と同等の方法、同じ試験圧力にて実施する。				基本方針	_	_	_		第3回申	請と同一		
8.2.1.1 材料について (1) 機械的強度及び化学的成分 a. 安全機能を有する施設の容器等に使用する材料は,その使用される圧力,温度,荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。		0		非常用発電機 非常用ガスタービン発電機 燃料油貯蔵タンク 燃料油サービスタンク 起動用空気槽	• 主要材料		【IV-1-2 1. 概要】 ・技術基準規則第15条第1項1号及 び2号の適用を受ける安全機能を 有する施設に属する容器等の強度 計算の基本方針の概要を説明す る。					
b. 重大事故等対処設備の容器等に使用する材料は、その使用される 圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な材料を使用する設 計とする。	機能要求②			遠隔消火装置 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 添加剤混合装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボッ クス プレス装置(プレス部)グローブボッ		2. 常設重大事故等対処設備の容器 等の強度計算の基本方針	【IV-1-2 2. 安全機能を有する施設の容器等の強度計算の基本方針】 ・安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造に適用する規格及び評価の基本方針について説明する。 【IV-1-3 1. 概要】 ・技術基準規則第31条第1項1号の		第1軽油貯槽 第2軽油貯槽 第1貯水槽 第2貯水槽 緊急時対策建屋加圧ユニット 重油貯槽	・主要材料	2.1常設重大事故等対処設備の容器等の構造及び強度 IV-1-4 可搬型重大事故等対処設	・技術基準規則第31条第1項1号 適用を受ける常設重大事故等対 設備に属する容器等の強度計算 基本方針の概要を説明する。 【IV-1-3 2. 常設重大事故等対 設備の容器等の強度計算の基本 針】
c. 可搬型重大事故等対処設備の容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して日本産業規格等に適合した適切な材料を使用する設計とする。	機能要求②			代替グローブボックス排気設備 主ダクト (可搬)		器等の強度計算の基本方針 2.1完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の構造及び強度 2.2可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品の構造及び強度 IV-2-2 容器等の強度計算方法 IV-2-3 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法 1. 概要 2. 可搬型重大事故等対処設備の容	適用を受ける常設重大事故等対処設備に属する容器等の強度計算の基本方針の概要を説明する。 【IV-1-3 2. 常設重大事故等対処 設備の容器等の強度計算の基本方 設備の容器等が強度計算のを設計】 ・常設重大事故等対処設備の容器 の材料及び構造に適用する規則 をでいる。		軽油用タンクローリ 大型移送ポース 可搬型建屋外ホース 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型気象観測用発電機 可搬型気象観測が開発電機 環境とこれが開発電機 環境を開発を開発で 大型を開発をで 大型を開発をで 大型をで 大型をで 大型をで 大型をで 大型をで 大型をで 大型をで 大型	・主要材料	- 備の強度計算の基本方針 1. 概要 2. 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 2. 1完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の構造及び強度 2. 2可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品の構造及び強度 IV-2-2 容器等の強度計算方法 IV-2-3 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法 1. 概要	する。 【IV-1-3 2.1 常設重大事故等対処設備の容器等の構造及び強度・常設重大事故等対処設備の容等の構造及び強度に係る評価方等の構造及び強度に係る評価方について説明する。 【IV-1-4 1. 概要】 ・技術基準規則第31条第1項1号 適用を受ける可搬型重大事故等 処設備に属する容器等の強度評
8.2.1.2 構造及び強度について (1) 延性破断の防止	機能要求②			非常用発電機 非常用ガスタービン発電機 燃料油貯蔵タンク 燃料油サービスタンク 起動用空気槽	・最高使用圧力 ・最高使用温 ・主要材料	2.1完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法 2.2可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品の強度評価方法 (1)法令又は公的な規格への適合性確認 (2)メーカ規格及び基準への適合性確認 IV-3強度計算書	【IV-1-4 1. 概要】 ・技術基準規則第31条第1項1号の 適用を受ける可搬型重大事故等対 処設備に属する容器等の強度評価					方針】 ・可搬型重大事故等対処設備の第 を ・一十年を 十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
a. 容器等は、最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計上定める条件」という。)において、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。				遠隔消火装置 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 添加剤混合装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボッ クス プレス装置(プレス部)グローブボッ	・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料		る。 【IV-1-4 2.2 可搬型重大事故等 対処設備の容器等のうち完成品の 構造及び強度】 ・可搬型重大事故等対処設備の容 器等のうち完成品の構造及び強度 に係る評価方針について説明す る。		第1軽油貯槽 第2軽油貯槽 第1貯水槽 第2貯水槽 緊急時対策建屋加圧ユニット 重油貯槽	・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料		に係る評価方針について説明する。 【IV-2-2 容器等の強度計算方法】 ・常設重大事故対処設備の容器 管の強度計算として、設計・建 規格等に基づく強度計算方法(般事項、記号の定義、計算式、記 算書、フォーマット等)につい
	機能要求②			代替グローブボックス排気設備 主ダクト (可搬)	・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要材料		【IV-2-2 容器等の強度計算方法】 ・安全機能を有する施設及び常設重大事故対処設備の容器・管の容器・管の容器・登規を書きる。 登上で表して、設計算を表して、設定を表して、設定を表して、設定を表して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対		軽油用タンクローリ 大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型景象観測用発電機 可搬型気象観測用発電機 環境モニタリング用発電機 環境モニタリング用発電機 環境を可搬型発電機 燃料連絡可搬型発電機 情報連経可搬型発電機 間搬型発電機 可搬型発電機 可搬型発電機 可搬型発電機 可搬型発電機 可搬型発電機 可搬型発電機 可搬型発電機 可搬型発電機 可搬型発電機 可搬型発電機 可搬型発電機	・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要材料		説明する。 【IV-2-3 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法】 【IV-2-3 1. 概要】 ・可搬型重大事故等対象設備の容器等の強度評価方法の基本方針に基づる。 器等の強度評価方法にて説明する。 【IV-2-3 2.1 完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法】 ・耐圧試験による強度評価を踏まれる機器について、実条件を踏まれる機器について、実条件を踏まれる機器について、実条件を踏まれる機器について、実条件を踏まれる機器について、実条件を踏まれる機器について、実条件を踏まれる機器について、実条件を踏まれる機器について、実条件を踏まれる機器について、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対

rg p					 申請			第2回]申請	
8 b. 容器等のうちダクトにあっては、設計上定める条件において、延性 破断に至る塑性変形を生じない設計とする。		設計方法評価方法等) 設計方法 評価方法等) 設計方法 評価方法等)	【IV-2-3 1. 明 要取等対処設備の容器等の強度計算方法】 【IV-2-3 1. 概要】 ・可搬型重大無要】 ・可搬型重大等対象設備の容器等等が計算を開かる。 「IV-2-3 1. 概要】 ・可搬型車方針にでは、大事は、大事は、大事は、大事は、大事が、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに					基本方針 グローブボックス排気設備 クローブボックス排気設備 外ではカローブボックス排気設備 全がクロート(常設) 経気フィルタ	IV-1-2 安全機能を有する施設 強度計算の基本方針 1. 概要 2. 安全機能を有する施設の容 の強度計算の基本方針 IV-1-3 常設重大事故等対処認 の強度計算の基本方針 1. 概要 2. 常設重大事故等対処設備の 2. 常設重大事故等対処設備の	の 【N-1-2 1. 概要】 ・強度計算の概要を説明 「N-1-2 2. 概要 大銀度計算の概要を説明 「N-1-2 2. の名字 を選集 を変します。 「N-1-3 2. でのでは、 でいる。
機能要求②	安全機能を有する施設の容器等に属する伸縮継手	設計方針(評価方法等)評価方法評価	使用環境を比較し、適用される規格及び基準が妥当であることを確認する。 (b-2)非常用発電装置(可搬型)を除くメーカ規格及び基準に基づく機器に適切な材料が使用され、十分な強度を有する設計であることを確認する。 (b-3)非常用発電装置(可搬型)が使用条件に対して十分な強度を有する設計であることを確認する。 【V-3 強度計算書】 ・各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示す。					排気フィルタユニット		
9 (2) 疲労破壊の防止容器等に属する伸縮継手にあっては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じない設計とする。 機能要求②	常設重大事故等対処設備の容器等に属する伸縮継手	設計方針 (評価方法等) 評価方法 評価							- IV-1-2 安全機能を有する施記強度計算の基本方針 1. 概要 2. 安全機能を有する施設の容	- 【IV-1-2 1. 概要】 ・強度計算の基本方針の概要を説明する。 【IV-1-2 2. 安全機能を有する施設の容器等の強度計算の基本方針
機能要求② (3) 座屈による破壊の防止 容器等は、設計上定める条件において、座屈が生じない設計とする。	安全機能を有する施設の容器、管、支持構造物	設計方針(評価方法等)評価方法評価						グローブボックス消火装置 分析済液処理装置グローブボックス 分析済液処理装置	IV-2-2 容器等の強度計算方法 IV-3 強度計算書	<u>₽</u> 1
機能要求②	重大事故等対処設備に属する容器,管,支持構造物	設計方針(評価方法等)評価方法 評価								
8.2.1.3 容器等の主要な溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。)について容器等(加工第1種容器から加工第3種容器,加工第1種管から加工第3種管に限る。)の主要な溶接部は、次のとおりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。・不連続で特異な形状でない設計とする。・溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認	安全機能を有する施設の容器,管 (加工第1種容器から加工第3種容 器、加工第1種管から加工第3種管)			_			-	基本方針	_	
・溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。 ・適切な強度を有する設計とする。 ・機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認する。	重大事故等対処設備に属する容器, 管 (加工第1種容器から加工第3種容 器、加工第1種管から加工第3種管)	(工事の方法)		_						
8.2.2 耐圧試験等 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備に属する容器及び管の うち、MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な 耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏 えいがないことを確認する。 なお、耐圧試験又は漏えい試験は、加工施設の技術基準に関する規則 の解釈の「加工施設の溶接の方法等について(別記)」又は日本機械学	安全機能を有する施設の容器、管	- (丁重の七汁)					-	基本方針		
会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に従って実施する。 ただし、使用時における圧力で耐圧試験又は漏えい試験を行うことが 困難な場合は、運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。 機能要求②		(工事の方法)	_	_		_	-	基本方針		
回搬型重大事故等対処設備の容器等であって、消防法に基づく技術上の規格等を満たす一般産業品の完成品は、上記によらず、運転性能試験や目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。	可搬重大事故等対処設備の 容器、管	- (工事の方法)		_						

r吞 口		第3回	申請	さ、本強度評価方法にて説明する	第 4	回申請	<u> </u>
				内容の構成について説明する。 【IV-2-3 2.1 完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価を実施方法】 ・耐圧試験による強度評価を実施する機器について説明する。 【IV-2-3 2.2 (1) 可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品の強度評価方法(法令又は公的な規格への適合性確認を説明する。 【IV-2-3 2.2 (2) 可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成			ではいます。 【IV-2-3 2.2 (1) 可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品の強度評価方法(法令又は公的な規格への適合性確認)】 ・法令又は公的な規格への適合性確認を説明する。 【IV-2-3 2.2 (2) 可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品の強度評価方法(メーカ規格及び基準への適合性確認)】 ・メーカ規格及び基準への適合性確認を説明する。 【V-3 強度計算書】 ・各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示
8 b. 容器等のうちダクトにあっては、設計上定める条件において、延性破断に至る塑性変形を生じない設計とする。	機能要求②			故等対処設備の容器等のうち完成品の強度評価方法(メーカ規格及び基準への適合性確認)】 ・メーカ規格及び基準への適合性確認を説明する。 【V-3 強度計算書】 ・各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示す。			す。 - C の A E D に 内 に 内 に 内 に 内 に 内 に 内 に 内 に 内 に 内 に
(2) 疲労破壊の防止	機能要求②	- 基本方針					
9 容器等に属する伸縮継手にあっては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じない設計とする。	機能要求②	遠隔消火装置 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 添加剤混合装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス フレス装置(プレス部)グローブボックス	・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料				
(3) 座屋による破壊の防止	機能要求② 〇	非常用発電機 非常用ガスタービン発電機 燃料油貯蔵タンク 燃料油サービスタンク 起動用空気槽	・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料				
10 (3) 座屈による破壊の防止容器等は、設計上定める条件において、座屈が生じない設計とする。	機能要求② 〇	遠隔消火装置 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 添加剤混合装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス プレス装置(プレス部)グローブボックス	・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料		軽油用タンクローリ 大型移送ポーフ 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型排気を観測用発電機 可搬型気象観測が用発電機 環境モニタリンが機 環境モニタリンが が開型発電機 環境モニタリンが が開型発電機 環境・コルッグ 開型発電機 環境・関連経 情報連絡可搬型発電機 情報連経可搬型発電機 間かまる 間がでする には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要材料	
8.2.1.3 容器等の主要な溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。)について容器等(加工第1種容器から加工第3種容器,加工第1種管から加工第3種管に限る。)の主要な溶接部は、次のとおりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。・不連続で特異な形状でない設計とする。・溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保	機能要求②	第2回申請	手と同一				
に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。 ・適切な強度を有する設計とする。 ・機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認する。		- 基本方針	_		第3回申	請と同一	
8.2.2 耐圧試験等 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備に属する容器及び管の うち、MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な 耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏 えいがないことを確認する。 なお、耐圧試験又は漏えい試験は、加工施設の技術基準に関する規則	機能要求②	第2回申請	青と同一				
12 えいがないことを確認する。 なお、耐圧試験又は漏えい試験は、加工施設の技術基準に関する規則 の解釈の「加工施設の溶接の方法等について(別記)」又は日本機械学 会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に従って実施する。 ただし、使用時における圧力で耐圧試験又は漏えい試験を行うことが 困難な場合は、運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。		第2回申請	青と同一	· ·	第2回申	請と同一	
可搬型重大事故等対処設備の容器等であって,消防法に基づく技術上の規格等を満たす一般産業品の完成品は,上記によらず,運転性能試験や目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。	機能要求② 〇	- 基本方針	_		第3回申	請と同一	

凡例
 ・「説明対象」について
 ○: 当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
 △: 当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 一: 当該申請回次で記載しない項目

別紙 2

基本設計方針の添付書類への展開

注:本別紙は、追而とする。

添付書類の発電炉との比較

注:本別紙は、追而とする。

補足説明すべき項目の抽出

注:本別紙は、追而とする。

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。